ASAHI NEWS

令和2年2月10日
第119号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ ２月の主な予定 ■■■

税務・会計

2月1日～3月16日令和1年分贈与税の申告

2月17日～3月16日令和1年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限（第4期）
（納期限は各都道府県の条例で定められております。
お住まいの都道府県にお確かめください）

経営・経済

2月 5日 ： 米貿易収支発表（午前8時半、商務省）

2月 7日 ： 景気動向指数速報発表（内閣府）

2月17日 ： 10-12月期のGDP速報値発表（内閣府）

2月19日 ： 貿易統計発表（財務省）

2月21日 ： 全国消費者物価指数発表（総務省）

2月28日 ： 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報（経産省）

ASAHI NEWS （資産税）
令和2年2月10日発行

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

仮想通貨の売買における取得価額の計算方法の明確化

平成31年（令和元年）度税制改正におきまして、仮想通貨を売買した際の事業所得又は雑所得を計算上で必要経費となる取得価額の算定方法が、明確化されました。

この改正は、令和元年分以後の所得税の確定申告から適用されますので、その内容についてご紹介いたします。

取得価額の評価方法

これまでは、「移動平均法」により仮想通貨の取得価額を算定することを基本とし、継続適用を条件に「総平均法」も認められていました。

これが法制化され、納税者が届け出た評価方法により取得価額を算定することとなりました。

選定できる評価方法は次の2つとなり、届け出る際には、「所得税の仮想通貨の評価方法の届出書」を所轄税務署長に提出することになります。

選定できる評価方法

① 総平均法　　② 移動平均法

- 評価の方法は、仮想通貨の種類ごとに選定しなければなりません。
- 移動平均法を採用する場合は右の届出書を提出する必要があり、届出書を提出しなかった場合には、法定評価方法である総平均法により取得価額を算定することになります。

所得税の 有価証券 仮想通貨 の評価方法の届出書

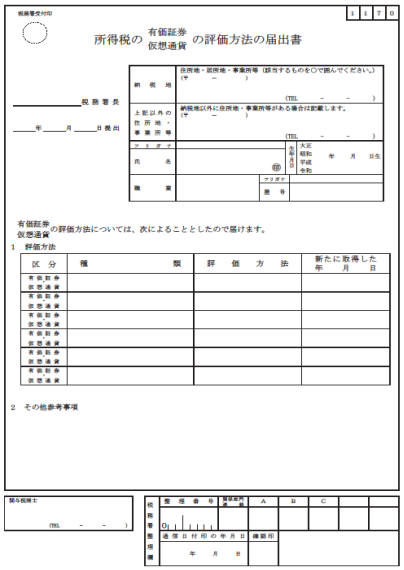

所得税の 有価証券 仮想通貨 の評価方法の届出書

納税地　住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）
上記以外の住所地・事業所等
税務署長
年　月　日提出
フリガナ
氏名
職業
生年月日　大正 昭和 平成 令和　年　月　日生
フリガナ
屋号

有価証券 仮想通貨 の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1　評価方法

区分	種類	評価方法	新たに取得した年月日
有価証券			
仮想通貨			
有価証券			
仮想通貨			
有価証券			
仮想通貨			
有価証券			
仮想通貨			
有価証券			
仮想通貨			

2　その他参考事項

関与税理士　TEL　－　－

概算取得費

所得税の改正基本通達が国税庁のホームページで公表されており、仮想通貨の売買による収入金額の100分の5に相当する金額を取得価額とすることが、認められることとなりました。

これにより、総平均法又は移動平均法により実際に算定した取得価額と収入金額の100分の5に相当する金額の取得価額との有利選択をすることが可能となります。

届出書の提出期限

➢ 原則

「所得税の仮想通貨の評価方法の届出書」は、仮想通貨を新たに取得した日又は従来取得している仮想通貨と種類が異なる仮想通貨を取得した日が含まれる年分の確定申告期限までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。例えば、令和元年に取得した場合には、令和2年3月16日が提出期限となります。

➢ 経過措置

平成31年4月1日時点で既に仮想通貨を保有している場合には、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したものとみなして、評価方法を選定することができます。

この場合、平成31年4月1日時点で保有している仮想通貨の評価方法の届出は、令和元年分の所得税の確定申告期限（令和2年3月16日）までに、届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS （法人税）
令和2年2月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

税制改正その1 オープンイノベーションに係る税制措置が創設されました！

令和2年度税制改正で、企業の事業革新につながるイノベーションを推進する観点から、既存の事業会社等から一定のベンチャー企業への出資について新たな税制措置が講じられることになりました。以下に制度の概要について解説いたします。

制 度 の 概 要

対象法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、その取得した日を含む事業年度末まで保有している場合に特別勘定として経理したときは、その特定株式の取得価額の25%を所得から控除できる(その事業年度の所得金額を限度)こととされます。

その特定株式の取得から5年以内に特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩し、取り崩した金額に税金が課されます。

<イメージ図>

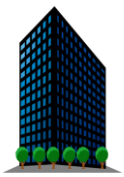

1億円（中小企業者は1千万円)以上の
払込み(上限あり)

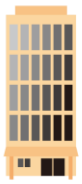

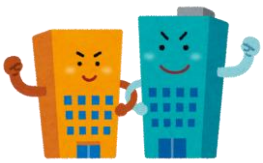

対象法人

・国内事業会社
・国内事業会社によるCVC等

25%所得控除

特別新事業開拓事業者

・設立10年未満の未上場ベンチャー企業
・他の企業グループに属さないベンチャー企業

用語の意義・特定株式の要件並びに特別勘定の取崩し事由

【用語の意義】

- 対象法人とは
  青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの
- 特定事業活動を行うものとは
  自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等
- 特別新事業開拓事業者とは
  産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る）又はこれに類する外国法人
- 特定株式とは
  特別新事業開拓事業者の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの

特別株式の要件

1. 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
2. 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
3. その払込金額が1億円以上（中小企業者にあっては1千万円以上とし、外国法人への払込みにあっては5億円以上とする）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。
4. 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であって、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

特別勘定の取崩し事由（取得後5年間）

1. 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
2. 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
3. 特定株式につき配当を受けた場合
4. 特定株式の帳簿価額を減額した場合
5. 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合
6. 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
7. 対象法人が解散した場合
8. 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

令和元年12月12日公表の令和2年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。